

粗大ごみの分け方・出し方

●粗大ごみは、「町指定の袋に入らない家庭のごみ」で町が引き取りできるものに限ります。また、粗大ごみを出すことができるのは、猪苗代町に住所がある方のみです。

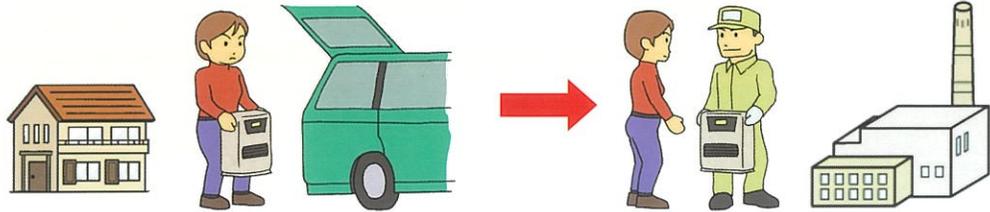
「粗大ごみの日」に旧衛生センター（名家地区）へ各自持ち込んでください。受付票による受付となります。（受付票は町民生活課の窓口で配布、又は町ホームページからダウンロードできます）原則、粗大ごみとして受入れるごみの量は1日1回軽トラック1台分です。また、量を持ち込む場合は、事前に予約が必要です。

※代理人のみの持ち込みは認めません。必ず本人も同乗し持ち込んでください。臨時的に出る大量なごみ（引っ越しごみ等）は、直接、会津若松市の環境センターに持ち込んで処分するか、22ページのごみ処理業者に依頼し処分してください。

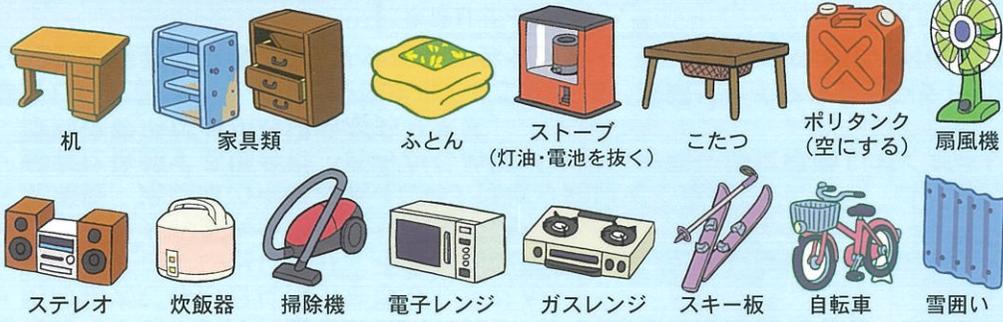
・ご自分で運搬できない場合や町が引き取らないごみの処理については、22ページのごみ処理業者に処理を依頼してください（有料）。

①指定日に自分で旧衛生センターに持ち込む

②係員の指示に従って分別して置く



○粗大ごみで持ち込めるもの…町指定の袋に入らないもの



詳しくは、23ページからの「五十音別早見表」でご確認ください。

×粗大ごみで持ち込めないもの

- ・町指定の袋に入るもの（ごみステーションに出す）
- ・家電リサイクル対象品 ・重量50kg以上のもの
- ・消火器、バイク ・長さ180cm以上のもの（木類以外）
- ・農機具、資材 ・直径（角材は対角）10cm以上
- ・建築廃材（長期保管品含む）又は長さ100cm以上の木類
- ・スプリング入りマットレス（スプリングを取り除けば受入可能）
- ・自動車部品、タイヤ、タイヤホイール
- ・ガスボンベ、耐火金庫、中身入り容器、コンクリート類
- ・事業所のごみ、産業廃棄物
- ・家屋解体物



町が引き取らないごみは適正に処理しましょう。不法投棄は犯罪です！

◆戸別回収について◆

高齢者（70歳以上）のみの世帯で、粗大ごみの日に持ち込めない方はご自宅に引き取りに伺います。（4月～11月末まで）

1. 受付時間 役場開庁時間（8時30分～17時00分）
2. 受付方法 役場窓口、電話により受け付けます。
3. 回収日時 ご相談の上、決めさせていただきます。
4. 回収数量 1回の申し込みにつき5品まで。
5. 回収方法 ご自宅の玄関前にて回収します。
6. その他 ご自身でご自宅から玄関まで搬出できない場合には、回収をお断りさせていただきます。

●粗大ごみの無償での譲渡について

粗大ごみの無償での譲渡について、当面の間、譲渡を中止します。

